

○東京藝術大学学報発行規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学報（以下「学報」という。）の取扱いその他必要な事項について定めるものとする。

(記載事項)

第2条 学報は、本学の運営に関し次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 本学の運営に関する関係法令及び関係規則の制定改廃について
- (2) 学内規則等の制定改廃について
- (3) 人事について
- (4) 学事について
- (5) 諸会議について
- (6) 学内行事について
- (7) その他本学の運営に関する重要事項について
- (8) 雑報

(発行)

第3条 学報は、毎月15日発行する。ただし、必要があると認めるときは、号外を発行することができる。

(原稿の提出期限)

第4条 学報の記載事項の原稿は、各部局及び各課の庶務担当係が作成し、毎月末日までに、総務課に提出するものとする。

(発行の総括事務)

第5条 学報の発行に関する事務は、総務課において総括する。

(配布先)

第6条 学報の配布先は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 名誉教授
- (3) その他大学が必要と認めたもの

(規則の運用)

第7条 この規則の運用に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学学報発刊規則（昭和53年6月23日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。